

川崎市危機管理推進会議「新型インフルエンザ等対策専門部会」設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市危機管理推進会議規程(平成16年川崎市訓令第11号)第8条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。)が発生した場合に備え、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化を図るため、対策を専門的かつ具体的に検討するとともに、情報を共有化することを目的として、川崎市危機管理推進会議に新型インフルエンザ等対策専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生状況に応じた体制と対策に関すること。
- (2) 市民への情報提供、相談窓口の設置に関すること。
- (3) 医療体制等の検討に関すること。
- (4) 医療資器材等の備蓄等に関する措置
- (5) その他検討を要する事項

(組織等)

第3条 部会長は、健康福祉局保健医療政策部担当部長のうち市長が保健所長として指定する者をもって充てる。

2 部会委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

3 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

4 部会長は、必要があると認めたときは、検討する事項に関する所管部局及び関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 専門部会の庶務は、危機管理本部危機管理部及び健康福祉局保健医療政策部感染症対策課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月27日から施行する。

別表（第3条関係） 専門部会委員構成

	所 属
部会長	健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所長〕
部会委員	総務企画局シティプロモーション推進室長
部会委員	総務企画局人事部長
部会委員	経済労働局産業政策部長
部会委員	健康福祉局地域包括ケア推進室長
部会委員	健康福祉局長寿社会部長
部会委員	健康福祉局障害保健福祉部長
部会委員	健康福祉局保健医療政策部長
部会委員	健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所副所長〕
部会委員	健康福祉局保健医療政策部担当部長〔医療政策〕
部会委員	健康福祉局健康安全研究所長
部会委員	こども未来局保育・子育て推進部長
部会委員	危機管理本部危機管理部長
部会委員	各区副区長
部会委員	病院局総務部長
部会委員	消防局警防部長
部会委員	教育委員会事務局総務部長